

○筑紫野市地域生活支援給付費の支給に関する規則

(平成 18 年 10 月 27 日規則第 43 号)

改正 平成 19 年 3 月 28 日規則第 13 号 平成 23 年 12 月 27 日規則第 42 号

平成 24 年 3 月 29 日規則第 19 号 平成 25 年 3 月 28 日規則第 20 号

平成 26 年 1 月 30 日規則第 2 号 平成 28 年 3 月 31 日規則第 8 号

(目的)

第 1 条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項第 8 号に規定する移動支援事業その他障害者及び障害児が日常生活に必要な便宜を供与する事業に要する費用の一部又は全部を地域生活支援給付費として支給することにより、日常生活の便宜を図り、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

第 3 条 この規則において「地域生活支援サービス」とは移動支援及び日中一時支援をいい、「地域生活支援サービス事業」とは地域生活支援サービスを行う事業をいう。

2 この規則において「移動支援」とは、障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援するものであって、一日の範囲内で用務を終えるものをいう。

3 この規則において「日中一時支援」とは、障害者等につき、あらかじめ市長が指定した施設に通わせ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な便宜を供与するものをいう。

(対象者)

第 4 条 地域生活支援事業費の支給の対象となる者は、次に掲げる障害者等(法第 29 条第 1 項若しくは法第 30 条第 1 項の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 16 条第 1 項の規定により入所措置が採られて障害者支援施設、のぞみの園又は法第 5 条第 1 項若しくは同条第 6 項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者及び生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 30 条第 1 項ただし書の規定により入所している障害者を除く。)であって、当該障害

者又は当該障害児の保護者が筑紫野市に居住地(居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地)を有する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者(移動支援に係る地域生活支援給付費の支給の場合にあっては、身体障害者福祉法第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める視覚障害又は肢体不自由の障害を有する者)
- (2) 療育手帳制度について(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) その他市長が必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、法第 29 条第 1 項又は法第 30 条第 1 項の規定により介護給付費等の支給を受けて法第 5 条第 15 項に規定する共同生活援助を行う住居(以下、この項において「共同生活住居」という。)に入居している障害者(以下、この項において「共同生活住居入居者」という。)については、その者が共同生活住居への入居前に有した居住地が筑紫野市の区域内であったときは、地域生活支援事業費の支給の対象とする。ただし、共同生活住居への入居前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった共同生活住居入居者については、入居前におけるその者の所在地が筑紫野市の区域内であったときは、地域生活支援事業費の支給の対象とする。

(地域生活支援給付費の支給決定)

第 5 条 地域生活支援給付費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市長の地域生活支援給付費を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けなければならない。

(申請)

第 6 条 地域生活支援給付費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、地域生活支援給付費支給申請書(様式第 1 号)により、市長に申請しなければならない。

(支給要否決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、地域生活支援給付費の支給要否の決定を行うため、当該申請に係る障害者等又は障害者の保護者に面接をし、その心身の状況、その置かれている環境等について調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による調査の結果を勘案して地域生活支援給付費を支給する旨の決定をしたときは、当該決定に係る障害者又は障害児の保護者に対して、地域生活支援給付費支給決定通知書(様式第2号)により通知するとともに、地域生活支援受給者証(様式第3号)を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による調査の結果を勘案して地域生活支援給付費を支給しない旨の決定をしたときは、当該決定に係る障害者又は障害児の保護者に対して、地域生活支援給付費不支給決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。
(支給決定の有効期間)

第8条 支給決定は、1箇月間から12箇月間までの範囲内で月を単位として市長が定める期間に限り、その効力を有する。

(支給決定の変更)

第9条 第7条第2項の規定による支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「支給決定障害者等」という。)は、現に受けている支給決定に係る地域生活支援サービスの種類、支給量その他の事項を変更する必要があるときは、市長に対し、地域生活支援給付費支給内容変更申請書(様式第5号)により申請することができる。

2 市長は、前項の申請又は職権により、当該支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。

3 市長は、前項の規定により支給決定の可否を決定したときは、地域生活支援給付費支給内容変更決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。
(支給決定の取消し)

第10条 市長は、次に掲げる場合には、支給決定を取り消すことができる。

(1) 支給決定に係る障害者等が、地域生活支援サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。

(2) 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、筑紫野市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(支給決定に係る障害者等が特定施設に入所することにより筑紫野市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)

(3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定の取消しを行ったときは、地域生活支援給付費支給決定取消通知書(様式第7号)により当該支給決定障害者等に通知するものとする。

(地域生活支援給付費の支給)

第11条 地域生活支援給付費の支給は、次に掲げる地域生活支援サービスに関して次条により支給する給付とする。

(1) 移動支援

(2) 日中一時支援

(地域生活支援給付費)

第12条 市長は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、市長が指定する地域生活支援サービスを行う者(以下「指定事業者」という。)から当該指定に係る地域生活支援サービス事業を受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、当該地域生活支援サービスに要した費用について、地域生活支援給付費を支給する。

2 市長は、前項の規定に基づき、毎月、地域生活支援給付費を支給するものとする。

3 指定地域生活支援サービスを受けようとする支給決定障害者等は、指定地域生活支援サービス事業者に地域生活支援受給者証を提示して当該指定地域生活支援サービスを受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由があると市長が認める場合については、この限りではない。

4 地域生活支援給付費の額は、地域生活支援サービスに通常要する費用として、別表に規定する基準により算定した額(その額が現に当該地域生活支援サービスに要した費用を超えるときは、当該現に当該地域生活支援サービスに要した費用の額。)(以下「基準額」という。)の100分の90に相当する額とする。ただし、当該基準額から当該基準額の100分の90に相当する額を控除して得た額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)第17条第1項の規定により算定した額(以下「負担上限月額」という。)を超えるときは、当該基準額から負担上限月額を控除して得た額とする。

(地域生活支援給付費の請求)

第 13 条 支給決定障害者等は、当該支給決定に係る地域生活支援サービスを受けたときは、地域生活支援給付費支給明細書(様式第 8 号)に、地域生活支援給付費の額を証する書類を添えて、地域生活支援給付費を市長に請求するものとする。

2 支給決定障害者等が地域生活支援サービスを利用した場合において、当該地域生活支援サービスを提供した指定事業者が、当該支給決定障害者等に代わって地域生活支援給付費の支払を受けることに関して当該支給決定障害者等の同意を得ているときは、市長は、当該支給決定障害者等が当該地域生活支援サービスを提供した指定事業者を支払うべき当該地域生活支援サービスに要した費用について、地域生活支援給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額を限度として、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定事業者を支払うことができるものとする。

3 前項の規定による支払があったときは、利用者又はその保護者に対し地域生活支援給付費の支給があったものとみなす。

(高額地域生活支援給付費の支給)

第 14 条 市長は、支給決定障害者等が受けた地域生活支援サービス及び法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスに要した費用の合計額から当該費用につき支給された地域生活支援給付費及び法第 19 条第 1 項に規定する介護給付費等の合計額が、政令第 17 条第 1 項の規定により算定した額を超える場合に、当該支給決定障害者等に対し、高額地域生活支援給付費を支給する。

(高額地域生活支援給付費の支給の申請)

第 15 条 高額地域生活支援給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、高額地域生活支援給付費支給申請書(様式第 9 号)により、市長に申請しなければならない。

(高額地域生活支援給付費の支給の決定等)

第 16 条 市長は、第 14 条の規定に基づき高額地域生活支援給付費の支給の可否を決定したときは、高額地域生活支援給付費支給(不支給)決定通知書(様式第 10 号)により、当該決定を受けた支給決定障害者等に対して、通知するものとする。

(地域生活支援サービス事業者の指定)

第 17 条 第 12 条の指定事業者の指定は、地域生活支援サービス事業を行うもの(以下「事業者」という。)の申請により、地域生活支援サービスの種類及び地域生活支援サービスを行う事業所ごとに行うものとする。

2 前項に規定する申請は、地域生活支援サービス事業者指定申請書(様式第 11 号)により行うものとする。

3 市長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定をしてはならない。

(1) 申請者が法人ではないとき。

(2) 申請者が、適正な地域生活支援サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

(3) 申請者が、禁錮(こ)以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

4 市長は、第 1 項の申請を受けた場合において、指定の可否を決定したときは地域生活支援サービス事業者指定可否決定通知書(様式第 12 号)により通知するものとする。

(変更の届出等)

第 18 条 指定地域生活支援サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地等に変更があったとき、又は当該地域生活支援サービス事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、地域生活支援サービス事業者指定変更等届出書(様式第 13 号)により、10 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(地域生活支援事業給付費支給明細書の交付)

第 19 条 指定地域生活支援サービス事業者は、支給決定障害者等に対して、当該支給決定に係る地域生活支援サービスを提供したときは、当該地域生活支援サービスを提供した年月日その他の必要事項を記載した地域生活支援給付費支給明細書を、当該障害者又は障害児の保護者に対して、交付しなければならない。

(補則)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日規則第 13 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 27 日規則第 42 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の筑紫野市福祉事務所事務分掌規則、筑紫野市児童福祉関係費用徴収規則、筑紫野市障害者自立支援法施行規則、筑紫野市児童補装具費の利用者負担額の助成に関する規則、筑紫野市日常生活用具費の支給に関する規則、筑紫野市地域生活支援給付費の支給に関する規則及び筑紫野市障害者更生訓練費支給規則の規定は、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日規則第 19 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日規則第 20 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、「法第 5 項第 10 項に規定する共同生活介護又は」を削り、「同条第 16 項」を「法第 5 条第 15 項」に、「法第 5 条第 2 項から同条第 11 項まで及び同条第 13 項から同条第 16 項」を「法第 5 条第 2 項から同条第 10 項まで及び同条第 12 項から同条第 15 項」に改める部分は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 1 月 30 日規則第 2 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 8 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 16 条関係)

地域生活支援給付費算定数表

[別紙参照]

様式第 1 号(第 6 条関係)

地域生活支援給付費支給申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

地域生活支援給付費支給決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

地域生活支援事業受給者証

[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

地域生活支援給付費不支給決定通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

地域生活支援給付費支給内容変更申請書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

地域生活支援給付費支給内容変更決定通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 10 条関係)

地域生活支援給付費支給決定取消通知書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 13 条関係)

地域生活支援給付費支給明細書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 15 条関係)

高額地域生活支援給付費支給申請書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 16 条関係)

高額地域生活支援給付費支給(不支給)決定通知書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 17 条関係)

指定地域生活支援サービス事業者指定申請書

[別紙参照]

様式第 12 号(第 17 条関係)

地域生活支援サービス事業者指定可否決定通知書

[別紙参照]

様式第 13 号(第 18 条関係)

地域生活支援サービス事業者指定変更等届出書

[別紙参照]